

日本ゲノム微生物学会

平成 29 年第 1 回評議員会議事録

日 時： 2017年3月2日（木） 18：55～21：00

会 場： 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）λ（ラムダ）23

出席者： （会長）

林 哲也

（評議員会議長）

吉川 博文

（評議員）

饗場 浩文、朝井 計、飯田 哲也、石川 周、應 蓓文、大西 康夫、
小椋 義俊、加藤 潤一、桑原 知己、田中 寛、津田 雅孝、南澤 究
（幹事）

仁木 宏典、黒川 颯、佐々木 裕子、板谷 光泰、大島 拓、佐藤 勉、
相馬 亜希子

吉川博文評議員会議長が、日本ゲノム微生物学会細則第 11 条により評議員会が成立する旨を報告して開会を宣言したのち、議事にはいった。

審議事項

【第 1 号議案 2016 年事業報告】

議案書に基づき、会員数の動向及び 2016 年の事業について林哲也会長より報告が行われ、慎重な審議の結果、全会一致で承認された。

【第 2 号議案 2016 年学会収支決算】

資料 1 に基づき、仁木幹事から 2016 年学会収支決算について以下の説明があった。

- ・ 予算を上回る会費収入により収入がプラスになった
- ・ 幹事会を開催したため、旅費の支出が予算を上回った。
- ・ 10 回記念年会、10 回記念国際シンポジウムはほぼ予算通りに執行された。

また、本決算が適正であるとの監査結果の報告が、有田正規、野尻秀昭両会計監査により文書（資料 2）にて提出されていることが報告された。慎重な審議の結果、2016 年学会収支決算は承認された。

【第3号議案 2017年事業計画】

林会長より、議案書に基づき2017年の活動計画が提案された。また以下の点につき個別に説明がなされた。

- ・ 2017年は3年に1度の評議員選挙の年にあたり、今回からweb投票を導入したいと林会長から提案があり、黒川幹事から資料3をもとに詳細が説明された。
- ・ 現在黒川幹事の下で運用中のゲノム微生物学会ホームページサーバについて、新たに外部にサーバをレンタルしたうえで、改正個人情報保護法にも対応できるよう、ホームページをリニューアルする計画について黒川幹事から説明された。
- ・ 吉川寛会員、磯野克己会員、別府輝彦会員が名誉会員に推薦されていることが資料4をもとに林会長より説明された。

以上について、慎重に審議した結果、2017年事業計画は全会一致で承認された。名誉会員への推挙については、3日の総会に諮り、承認された場合には名誉会員証の授与式を行うことが確認された。また、web投票導入に伴う細則の改正、選挙要綱の改正については、6号議案、7号議案で審議を行うこととなった。

【第4号議案 2017年学会予算案】

仁木幹事より、資料5に基づき、2017年度収支予算案について以下の説明があった。

- ・ 会費収入については、正会員と学生会員は順調に増加しているものの、賛助会員が近年減少傾向にある（資料5-2,5-3）ため、収入のマイナスが予想される。
- ・ 支出については、会員数が増加傾向にあるため、クバプロとの契約覚書（資料6-1,6-2）に従い、事務委託費が改定されたこと、また、事業計画で承認された評議員選挙のweb投票の費用、外部サーバレンタル、ホームページリニューアル費用などを計上しているほかは、例年通りの予算立てとなっている。

また、林会長からは、賛助会員の減と支出増が重なり、非常に厳しい予算立てとなっているため、これまで年会に出展した企業などを中心に、賛助会員の勧誘を行うことも検討したいとの説明があった。

慎重な審議の結果、2017年学会予算案は全会一致で承認された。

【第5号議案 第12回年会（2018年）について】

第12回年会については、京都大学の跡見晴幸会員を責任者として京都大学で開催したい旨林会長から提案があり、慎重な審議の結果全会一致で承認された。日程については京都大学の施設予約の規則上現時点では確定できないが、2018年3月上旬を予定していると跡見会員から説明があった旨、林会長から報告された。

第13回年会については、引き続き検討を重ねていくこととなった。

【第6号議案 細則の改正】

評議員選挙へのweb投票導入に伴い、細則第3章第8条について以下のように変更することが全会一致で承認された。

第3章 役員の選出

第8条

評議員の選出は次のように行う。

会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。

選挙管理委員会は必要があれば選挙要綱を改訂し、評議委員会の承認を得る。

選挙は選挙要綱に従って実施する。

評議員は連続して3回選出されることはできない。

また、細則第5章第15条の監事の担当業務に「ニュースレター」を追加するため、以下のように変更することも併せて全会一致で承認された。

第5章 幹事

第15条

会長は評議員会の承認を得て、正会員の中から次の業務を担当する幹事をそれぞれ若干名委嘱する。幹事の任期は3年とする。

庶務・会計

集会

広報

男女共同参画

ニュースレター

以上の細則改正案について、3日の総会に諮り承認を得ることとなった。

【第7号議案 選挙要綱の改正】

評議員選挙へのweb投票導入に伴う選挙要綱の改正について、資料8をもとに黒川幹事から説明があり、全会一致で承認された。

報告事項

1. 第10回年会（2016年・東工大）収支報告

黒川前年会長より、国際シンポジウムとジョイントで、プログラムを2日間に納めるため工夫をしたが、400名を超える参加者があり非常に盛会であり、また、経費の面では会場費特にポスター会場の養生費などがかさみトータルで800万円近い経費がかかったことが資料9をもとに報告された。

2. 会費未納会員への対応

会費未納者の退会手順について林会長より説明があり、2016年末時点での2年以上の会費滞納者リスト（資料7）が示された。本人の払い忘れと思われる例も見受けられること

から、年会会期中にも支払いを促すなどの対応を行ったうえで、年会終了後に本人に再度通知し、退会処分となることが報告された。

3. 会費の見直しについて

決算報告、予算案審議の中で議論したとおり、財政的に苦しい運営となることが予想されることから、将来の年会費の値上げを今後検討する必要がある、来年以降の執行部にその旨申し送る予定であることが林会長から説明された。

4. その他

なし。

以上